

iDeCo加入者掛金に係る令和5年分の
小規模企業共済等掛金払込証明書(控除証明書)の発行時期と対象となる方

(※事業主払込を行っている第2号加入者を除く)

発行種類	発送予定日	納付方法	対象者	記載内容
一括発行	10月24日	毎月定額	当年1月から9月までに払込実績があった者	当年1月から9月までに払い込まれた金額 (10月から12月は払込予定金額)
		月別指定	①当年1月から9月までに払込実績があった者	①当年1月から9月までに払い込まれた金額 (10月から12月は払込予定金額)
			②当年分掛金の初回拠出を10月以降に設定している者	②当年10月から12月の払込予定金額
追加発行①	11月24日	毎月定額	①当年10月に初回払込実績があった者 ②前回発行時の払込金額と払込予定金額の合計額に変更が発生した場合	当年1月から10月までに払い込まれた金額 (11月から12月は払込予定金額)
		月別指定	①当年10月に加入申出を登録した者 (9月運営受付→10月入力) ②前回発行時の払込金額と払込予定金額の合計額に変更が発生した場合	
追加発行②	12月22日	毎月定額	①当年11月に初回払込実績があった者 ②前回発行時の払込金額と払込予定金額の合計額に変更が発生した場合	当年1月から11月までに払い込まれた金額 (12月は払込予定金額)
		月別指定	①当年11月に加入申出を登録した者 (10月運営受付→11月入力) ②前回発行時の払込金額と払込予定金額の合計額に変更が発生した場合	
追加発行③	令和6年 1月24日	毎月定額	①当年12月に初回払込実績があった者 ②前回発行時の払込金額と払込予定金額の合計額に変更が発生した場合 (12月26日の引落が出来なかった場合等)	当年1月から12月までに払い込まれた金額
		月別指定	前回発行時の払込金額と払込予定金額の合計額に変更が発生した場合 (12月26日の引落が出来なかった場合等)	
再発行	随時	毎月定額 月別指定	①追加発行より早く払込証明書が必要な場合 ②紛失等をした場合	再発行時点での払込実績金額と払込予定金額

【ご注意いただきたい事項】

(1)この証明書により所得控除を受けられる場合は、申告書の次の欄に、証明書に記載の「合計金額」を記入してください。

①税務署に確定申告書で申告する場合⇒「小規模企業共済等掛金控除」欄(別紙:記入箇所①)

②給与所得者の保険料控除申告書に記入する場合(年末調整を申告する場合)

⇒「確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金」欄(別紙:記入箇所②)

※記入に当たっては、各申告書の記載要領をご確認ください。確定申告書の様式は現時点ではイメージとなっています。

(2)「未納」や「一時停止」等で「0円」となった月の掛金を追納することはできません。

(3)住所変更や証明書の再発行を希望される場合は、加入手続きをした際の受付金融機関(運営管理機関)にお申出のうえ、お手続きください。

(お問い合わせ先)

国民年金基金連合会 コールセンター

TEL: 0570-003-105 (平日 9:00~17:00)

お問い合わせ期間: 令和5年10月25日~12月8日

※ガイダンスが流れますので、番号「3」(払込証明書についてのお問い合わせ)を選択してください。

第一表 (令和五年分以降用)

④④ ④⑤ ④⑨ ⑤①又は⑤②の記入をお忘れなく。

見本

(単位は円)

納税地	個人番号 (マイナンバー)	生年月日	
現在の住所 又は 居所 事業所等	フリガナ	氏名	
令和〇〇年 〇月〇日 住所	職業	雇号・雑号	世帯主の氏名 世帯主との続柄
種類	特農の表示	整理番号	電話番号 自宅・勤務先・携帯
収入金額等	所得金額等	税	計算
事業 営業等 農業	事業 営業等 不動産	課税される所得金額 (⑫-⑬)又は第三表 上の⑳に対する税額 又は第三表の㉑	③①
配当	配当	配当控除	③②
給与	給与	出賃等控除 住宅借入金 等特別控除	③④
公的年金等	公的年金等	政党等寄附金等特別控除 ④⑤-④⑦	③⑤
雑業務	雑業務	住宅耐震改修 特別控除等 ④⑧-④⑨	③⑥
その他	その他	差引所得税額 (④①-④②-④③-④④-④⑤)	④①
総合譲渡	短期	災害減免額	④②
長期	長期	再差引所得税額(基準所得税額) (④①-④②)	④③
一時	一時	復興特別所得税額 (④③×2.1%)	④④
		所得税及び復興特別所得税の額 (④③+④④)	④⑤
		外国税額控除等 ④⑥-④⑦	④⑥
		源泉徴収税額	④⑧
		申告納税額 (④⑤-④⑥-④⑦-④⑧)	④⑨
		予定納税額 (第1期分・第2期分)	⑤①
		第3期分の税額 納める税金 (④⑨-⑤①)	⑤②
		戻付される税金	⑤③
		修正前の第3期分の税額 (還付の場合は頭に△を記載)	⑤④
		第3期分の税額の増加額	⑤⑤
		公的年金等以外の 合計所得金額	⑤⑥
		配偶者の合計所得金額	⑤⑦
		専従者給与(控除)額の合計額	⑤⑧
		青色申告特別控除額	⑤⑨
		雑所得・一時所得等の 源泉徴収税額の合計額	⑥①
		未納付の源泉徴収税額	⑥②
		本年分で差し引く繰越損失額	⑥③
		平均課税対象金額	⑥④
		変動・臨時所得金額 ⑥⑤-⑥⑥	⑥⑤
		延納届出額	⑥⑥
		届出の受取 還付される税金の場 の所	⑥⑦
		申告期限までに納付する金額	⑥⑧
		延納届出額	⑥⑨
		銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所
		郵便局 名等	預金 種類
		口座番号 記号番号	普通 当座 納税準備 貯蓄
		公金受取口座登録の同意	公金受取口座の利用
		整理 異動	補完
		管理	確認
		名簿	

①



小規模企業共済等掛金控除

令和5年分 給与所得者の保険料控除申告書

記入箇所②

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名
	給与の支払者の法人番号	
税務署長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所 又は居所

※この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人を除きます。)が記載してください。

記載のしかたはこちら



生命保険料控除	保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は支払期	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認		
					氏名	あなたとの続柄					
一般の生命保険料							新・旧	(a)	円		
							新・旧	(a)	円		
							新・旧	(a)	円		
							新・旧	(a)	円		
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		A	円	Aの金額を下計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額		①	(最高40,000円)	計(①+②)	③	(最高40,000円)	円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		B	円	Bの金額を下計算式Ⅱ(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額		②	(最高50,000円)	②と③のいずれか大きい金額	④	円	
介護医療保険料							新・旧	(a)	円		
							新・旧	(a)	円		
							新・旧	(a)	円		
(a)の金額の合計額		C	円	Cの金額を下計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額		⑤	(最高40,000円)			円	
個人年金保険料					支払開始日		新・旧	(a)	円		
					支払開始日		新・旧	(a)	円		
					支払開始日		新・旧	(a)	円		
					支払開始日		新・旧	(a)	円		
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		D	円	Dの金額を下計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額		④	(最高40,000円)	計(④-⑤)	⑥	(最高40,000円)	円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		E	円	Eの金額を下計算式Ⅱ(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額		⑤	(最高50,000円)	⑥と⑦のいずれか大きい金額	⑦	円	
計算式Ⅰ(新保険料等用)※				計算式Ⅱ(旧保険料等用)※				生命保険料控除額計(④+⑥+⑦) (最高120,000円)			
A、C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式					
20,000円以下		A、C又はDの全額		25,000円以下		B又はEの全額					
20,001円から40,000円まで		(A、C又はD)×1/2+10,000円		25,001円から50,000円まで		(B又はE)×1/2+12,500円					
40,001円から80,000円まで		(A、C又はD)×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで		(B又はE)×1/4+25,000円					
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円					

地震保険料控除	保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の契約者の氏名	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認		
							氏名	あなたとの続柄
						円		
①のうち地震保険料の金額の合計額						②	円	
①のうち旧長期損害保険料の金額の合計額						③	円	
地震保険料控除額						④の金額(最高50,000円) + ③の金額(③の金額が10,000円を超える場合は、③×1/2+5,000円)※	⑤(最高15,000円)	円

社会保険料控除	社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することになっている人の氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額	
				円	
合計(控除額)					円

小規模企業共済等掛金控除	種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額	
	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円	
	確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金		
	確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金		
	心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金		
合計(控除額)			円

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。



②

小規模企業共済等掛金払込証明書（控除証明書）に関するよくある質問（令和5年版）

令和5年10月2日
国民年金基金連合会

項目	項番	質問	回答
発行時期 と対象者	1	発行スケジュールについて	①一括発行⇒令和5年10月24日（火） ②追加発行⇒令和5年11月24日（金） ③追加発行⇒令和5年12月22日（金） ④追加発行⇒令和6年1月24日（水） ※各発行タイミングでの対象者は「iDeCo加入者掛金に係る令和5年分の小規模企業共済等掛金払込証明書（控除証明書）の発行時期と対象となる方」ご参照。
	2	新規加入して初回引落が10月26日の場合、いつ届きますか？	11月24日に発行されます。
	3	10月24日一括発行分が届いているが、10月26日引落分が残高不足で引落できなかった。 引落ができなかった分を反映して払込証明書は届きますか？	11月24日に追加発行されます。 (10月引落は0円、11月と12月引落は引落予定金額が記載されます。)
	4	掛金額変更（または資格喪失など）をして10月から掛金額が変更になります。正しい金額の払込証明書を送付してもらえますか？	各種変更届を運営管理機関に提出いただければ、変更を反映した証明書が発行されます。具体的な発行月については、お客様の手続き状況により異なりますので、コールセンターへお問合せ下さい。
	5	月別で12月に年1回の引落を設定していて、10月24日一括発行分が届いているが12月26日引落分が残高不足で引落できなかったら0円での払込証明書が届きますか？	掛金額0円の払込証明書は発行されません。年末調整時に引落予定の証明書で提出した場合は確定申告で修正申告していただくようになります。
	6	月別で6月と12月の年2回の引落を設定しているが、6月が残高不足で引落されなかった。払込証明書はいつ届きますか？	10月24日の一括発行はされません。12月26日の引落がされれば翌年1月24日に発行されます。（12月26日引落がされないと1月24日も発行されません。）
	7	残高不足で引落ができず、「未納」となっている月がある。これから納付できますか？	残高不足などの理由で掛金が引落されなかった場合、その月の掛金は追納することができません。
送付先	8	10月に入ってから住所変更届を提出した。新住所へ送付してもらえますか？	再発行申請書に「住所変更提出済」と追記して手続きしていただければ、新住所へ送付いたします。
	9	住所変更手続きはどうすればよいですか？	運営管理機関へご連絡のうえ、お手続きをお願いいたします。払込証明書のお問合せ先欄にも電話番号を記載しております。
	10	払込証明書再発行届と住所変更届を同時提出したら、新住所へ発送されますか？	新住所へ発送されます。 住所変更届には「払込証明書再発行を同時提出している」、再発行申請書には「住所変更届を同時提出している」という旨を記入のうえ同時提出してください。
	11	登録住所が海外でも一斉発送（再発行依頼提出の場合も含む）されますか？	発送されません。国内の住所（実家等）があるならば、国内への住所変更届と払込証明書再発行届を提出いただければ、国内住所へ発送可能です。
再発行	12	再発行申請書を提出したら、どのくらい時間がかかりますか？	2週間程度かかります。（状況によって前後することがあります）
	13	過去の払込証明書を再発行してもらえますか？	一括発行後は今年分を含めた過去5年分まで再発行が可能です。 (令和1年分～5年分) 運営管理機関へ再発行依頼をお願いいたします。
記入方法	14	給与所得者の保険料控除申告書のどこに記入すればよいですか？	「小規模企業共済等掛金控除」の枠内の「確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金」の欄に合計金額を記入してください。
	15	申告書にはハガキのどの部分を添付すればよいですか？	左上に「重要」と記載がある払込証明書のページを切り取って添付してください。